

## 第 62 回全国七大学総合体育大会 ヨット競技

大会期間：令和 5 年 7 月 15 日（土）～令和 5 年 7 月 17 日（月）

主催：東京大学

開催地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 50 番 葉山港

競技種目：国際 470 クラス、国際スナイプクラス

### 帆走指示書（SI）

#### 本帆走指示書（SI）における略語表記の意味

〔NP〕の表記は、艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。

〔SP〕の表記は、レース委員会、またはテクニカル委員会が審問なしに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これは規則 63.1 及び付則 A5 を変更している。当該委員会はその規則の違反を抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定される。

#### 1. 規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された規則が適用される。
- 1.2 『全日本学生ヨット連盟規約』、『470 級学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 SCIRA 規則の『国内選手権および国際選手権大会運営のための運営規則』は同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規程を除き、適用しない。
- 1.4 本大会は付則 UF に従ってアンパイア制によりレースを行う。この付則 UF は規則を変更することがある。これは規則 86.1(b) を変更している。
- 1.5 付則 D は適用しない。
- 1.6 規則 41 に以下を追加する。『(e) 自チームの他艇からの援助。』
- 1.7 規則 62.1(b) の末尾に以下を追加する。『ただし、相手艇または船舶が自チームの艇または自チームの支援艇・応援艇である場合を除く。』
- 1.8 規則 43.1(a) を以下の文に置き換える。『ある艇が規則に違反した結果、同じチームの艇ではない他艇が規則に違反せざるを得なくなった場合、その他艇は免罪されなければならない。』
- 1.9 規則 43.1 に以下を追加する。『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則 第 2 章の規則違反は免罪されなければならない。』
- 1.10 水上にいる間は常時 規則 40.1 が適用される。

## 2. 帆走指示書の変更

帆走指示書 (SI) の変更は、それが発効する当日の 09:00 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示される。

## 3. コミュニケーション

- 3.1 公式掲示板は、LINE オープンチャットとする。参加申込書、レース公示 (NoR)、帆走指示書を含めた通告等は大会 LINE オープンチャットで行われる。

大会 LINE オープンチャット

オープンチャット「第 62 回全国七大学総合体育大会ヨット競技」

オープンチャットで使用するプロフィール名は所属大学または卒業した大学名 及び氏名(フルネーム)とする。(例)〇〇大学 田中太郎

オープンチャットへの書き込みを禁止する。質問・問い合わせ、大会 LINE オープンチャットに参加できない場合は NoR 20 の問い合わせ先に連絡すること。



- 3.2 [DP] [NP] 緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。

## 4. 艇

- 4.1 艇は、すべての競技者に対して用意される。競技者は、以下のことを除き、どのような方法であっても、改造してはならず、また、改造になるような原因を作ってはならない。
- (a) コンパスを艇体またはスパーに結び付けたり、テープで貼り付けたりしてよい。
  - (b) 糸を含む風向計を艇のどこにでも結び付けたり、テープで貼り付けたりしてよい。
  - (c) 艇体、センターボードおよびラダーを水のみで洗ってよい。
  - (d) 粘着テープを喫水線より上のどこにでも用いてよい。
  - (e) クラス規則に従っている場合に限り、調整できるように作られたすべての艀装品または装備を調整してよい。
- 4.2 帆走のために艇とともに用意されたすべての装備は、水上にいる間艇内になければならない。
- 4.3 上記の指示の 1 つにでも従わない場合のペナルティーは、指示に違反して帆走したすべてのレースに課される。

4.4 競技者は、わずかであったとしても、装備の損傷または紛失を、着艇後直ちにレース委員会に報告しなければならない。この指示違反のペナルティーは、競技者がこれに従うために最善の努力をしたとプロテスト委員会が納得した場合を除き、直前のレースに課される。

4.5 艇やその他の艀装品の破損を理由とする再レースまたはレースの中止は認められない。

4.6 艇や艀装品は貸与を受けた状態で返納すること。

4.7 艇、艀装品の損傷または損失を生じた場合は、損傷の復旧及び紛失の補充に要する費用を次のとおり払わなければならない。また、艀装品等を紛失した場合にも、実費を請求する。

- ・規則違反による場合 非権利艇 100%
- ・乗員の過失または故意による場合 その艇が 100%

以上の判断はレース委員会の裁定による。

## 5. [DP] 行動規範

競技者及び支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

## 6. 陸上で発せられる信号

6.1 陸上で発せられる信号は、葉山港の大会本部に掲揚される。

6.2 [DP] [NP] 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発せられる。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、出艇はならない。

## 7. レース日程

### 7.1 レース日程

| 日付       | 470 クラス    | スナイプクラス    | 最初のレースの<br>予告信号の予定時刻 |
|----------|------------|------------|----------------------|
| 7月15日(土) | プラクティス・レース | プラクティス・レース | 13:45(OB 戦終了後)       |
| 7月16日(日) | レース        | レース        | 10:00                |
| 7月17日(月) | レース        | レース        | 10:00                |

レースはレース委員会の指示により、470 級またはスナイプ級のいずれか単独のクラスで行われる。ただし、レース委員会の裁量により予定が変更される場合がある。

また、選手・コーチへのブリーフィングを7月16日、17日の8:30より葉山港入口前にて実施する。

## 7.2 レース数

| クラス  | レース数 | 7月16日(日) | 7月17日(月) |
|------|------|----------|----------|
| 470  | 7    | 4        | 3        |
| スナイプ | 7    | 4        | 3        |

ただし、レース委員会の裁量により予定のレース数に変更される場合がある。

7.3 1つのレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

7.4 15時30分より後に予告信号は発しない。ただし、15:30以前に予告信号が発せられたスタートがゼネラル・リコールとなった場合の新しい予告信号は15:30を過ぎて発する場合がある。

7.5 7月17日(月)には13時30分より後に予告信号は発しない。ただし、13:30以前に予告信号が発せられたスタートがゼネラル・リコールとなった場合の新しい予告信号は13:30を過ぎて発する場合がある。

## 8. クラス旗

クラス旗は以下の通りとする。

470クラス・・・・・・470旗

スナイプクラス・・・・スナイプ旗

## 9. レース・エリア

レース・エリアは【添付図A】のE海面とする。

## 10. コース

10.1 【添付図B】は、コース見取図を示す。各レグ間のおおよその角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

10.2 予告信号以前に、レース委員会の本部船(以下シグナルボート)に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 11. マーク

11.1 マーク1、マーク2は黄色の円錐台形ブイとする。

11.2 スタート・マークは、スターボードの端にあるスタート運営艇と、ポートの端にあるオレンジ旗を掲揚した運営艇とする。

11.3 フィニッシュ・マークは、青色旗を掲揚した運営艇と、黄色の円筒形ブイとする。

11.4 SI11に規定する新しいマークは緑色の円錐台形ブイとする。

## 12. スタート

- 12.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 12.2 スタート信号後4分より後にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則 A4 と A5 を変更している。

## 13. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを撤去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 14. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、スターボードの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

## 15. ペナルティー方式

- 15.1 [NP] [SP] SI-19 の出艇申告および着艇申告違反艇、リタイア報告違反の艇はレース委員会により標準ペナルティー [SP] が課せられる。ペナルティーは直前に行われたレースに対して課せられる。ただし DNF より悪い得点が与えられることはない。
- 15.2 標準ペナルティー [SP] を課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。これは、付則 A10 を変更している。

## 16. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 16.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは、以下の通りである。

| クラス  | タイムリミット | マーク1のタイムリミット | フィニッシュウィンドウ | ターゲット・タイム |
|------|---------|--------------|-------------|-----------|
| 470  | 40分     | 15分          | 10分         | 30分       |
| スナイプ | 40分     | 15分          | 10分         | 30分       |

- 16.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。
- 16.2 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇が規則 30 に違反せずスタートし、コースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッシュするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーを課されず、または救済を与えられなかった艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは規則 35、A4、A5 を変更している。

16.3 ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 17. 抗議と救済要求

抗議や救済要求に関しては、付則 UF アンパイア制フリートレース [国立七大学戦 2023 版] に従って、実施される。

## 18. 得点

### 18.1 種目別の得点

- (1) 種目別のチームのレース得点は、チームの艇の得点の合計とする。ただし、1 艇でエントリーしたチームの得点には、DNF の得点を加える。
- (2) 規則 A2 および A8 の文中の『艇』を『チーム』に置き換えて適用する。種目別のチームのシリーズ得点は、全てのレース得点の合計とする。ただし、種目別のチームのレース得点は、レース数が 5 レース未満の場合、全てのレース得点の合計とする。
- (3) 5 レース以上完了した場合、2 艇の合計得点の最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

### 18.2 総合の得点

- (1) 総合の得点は、両クラスに出場した大学の種目別のシリーズ得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- (2) 合計得点が同点の場合は同位とする。

18.3 本大会の成立には、各クラス 1 レースを完了することを必要とする。

## 19. 安全規定

19.1 出場メンバー申告書の提出、出艇申告及び帰着申告はオンライン手続きにより次のとおりとする。(以下、「所定の手続き」という。)

- ・ 出場メンバー申告書はメールによる提出とする。宛先:2023utst@gmail.com
  - ・ 出艇申告及び帰着申告は Google Form による。Google Form のリンクは LINE 「第 62 回全国七大学総合体育大会ヨット競技」オープンチャットグループに添付される。
- (1) [NP] [SP] 各校の代表者は、レース前日の 19:00 までに翌日の最初のレースにおける出場メンバー申告書を提出しなければならない。(前日の出艇申告)
  - (2) [NP] [SP] レース当日の出艇申告は、D 旗掲揚時刻までに競技者本人自らが行わなければならない。その日の 2 レース目以降からレースに参加する場合は出艇前に競技者本人自らが行わなければならない。ただし、乗員交代でこれに当てはまる場合は不要である。
  - (3) [NP] [SP] その日の最終レース終了後の帰着申告は、帰着後速やかに、遅く

ともその日の当該クラスの帰着申告締切時刻までに競技者本人自らが行わなければならない。転覆等の理由で帰着が大きく遅れた場合は、帰着申告時にその旨伝えなければならない。帰着申告締切時刻は、その日の当該クラスの最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。

- 19.2 [NP] [SP] レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。その日のレース終了後、帰着してから帰着申告締切時刻までにリタイア届にその理由を記載し、競技者本人自ら(レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人)が提出しなければならない。(リタイア届は Google Form 使用)
- 19.3 [NP] [SP] レースからリタイアしハーバーに帰着する艇は、帰着後速やかに、「所定の手続き」で帰着申告しなければならない。また、再度出艇する際は、「所定の手続き」で出艇申告しなければならない。
- 19.4 レース委員会は、艇が危険な状態にあると判断した場合には、その艇にリタイアを命ずることができる。レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態と判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。これは救済要求の根拠にはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 20. [NP] [SP] 乗員の交代と装備の交換

- 20.1 事前に登録された艇の乗員以外の乗員の交代は、正当な理由(乗員の病気怪我等)と、レース委員会の書面による事前承認がないかぎり認められない。
- 20.2 損傷または紛失した装備の交換は、テクニカル委員会またはレース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に、テクニカル委員会またはレース委員会に行わなければならない。

## 21. 装備と計測のチェック

- 21.1 艇または装備は、各クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 21.2 [NP] [DP] 海上で艇は、レース委員会のメンバーにより、検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示されることがある。艇はこれらの指示に従わなければならない。

## 22. 運営艇

運営艇の標識は、以下のとおりとする。

- ・レース委員会艇・・・・・・白色旗

・プロテスト委員会艇・・・J旗

## 23. [NP] [DP] 支援艇

23.1 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、「艇がレースをしているエリア」の外側にいなければならない。

23.2 支援艇は緑色旗の標識を付けなければならない。

23.3 シグナルポートに音響信号1声とともに「V旗」が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。これは規則レース信号V旗及び規則37を変更している。

23.4 支援艇は、前項の場合を除き、レース委員会艇の無線通話を傍受してはならない。

## 24. ごみの処分

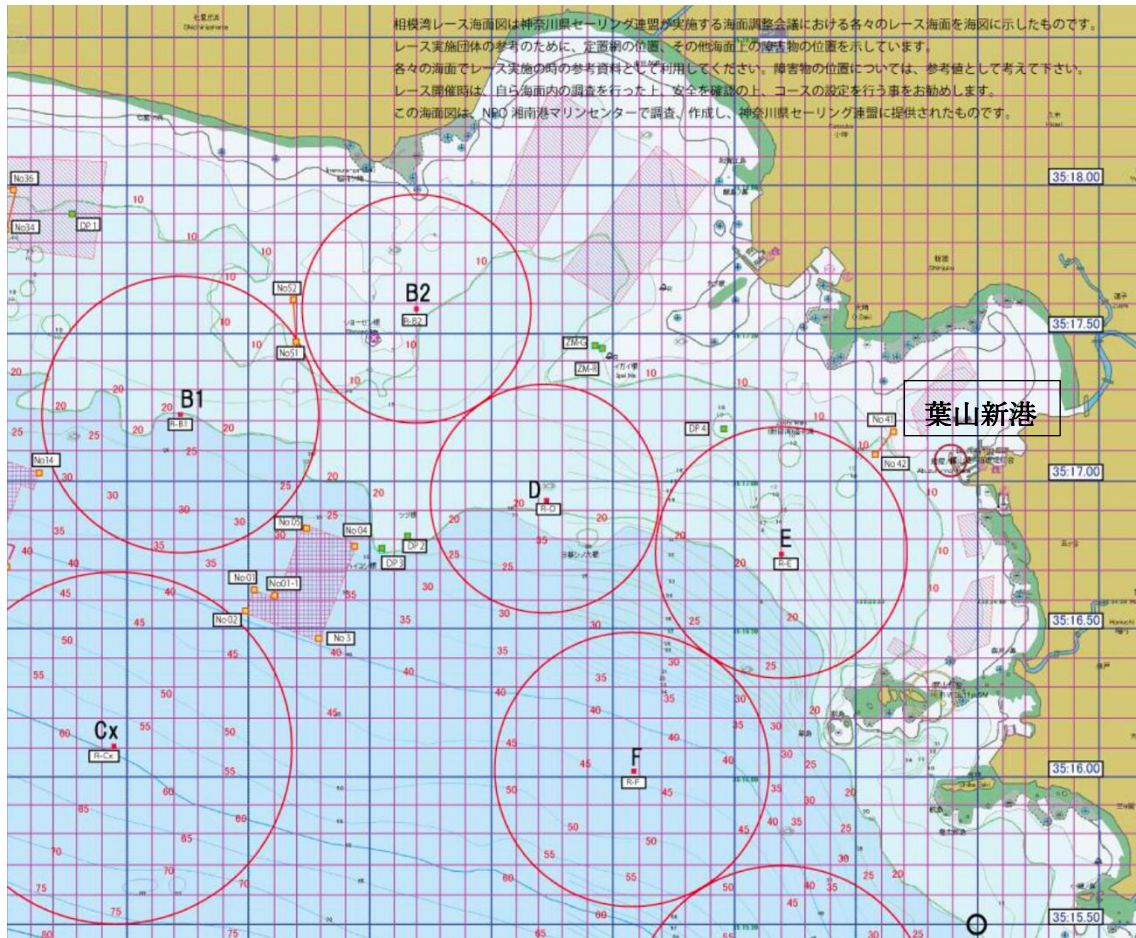
ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

## 25. 賞

- (a) 種目別 各クラス 1~3 位・・・・・・・・賞状および賞品を授与する。
- (b) 団体総合 1~3 位・・・・・・・・賞状および賞品を授与する。
- (c) 最優秀選手賞・・・・・・・・両クラスの中で1レースあたりの平均点数が最も小さかったスキッパー1名にトロフィーを授与する。

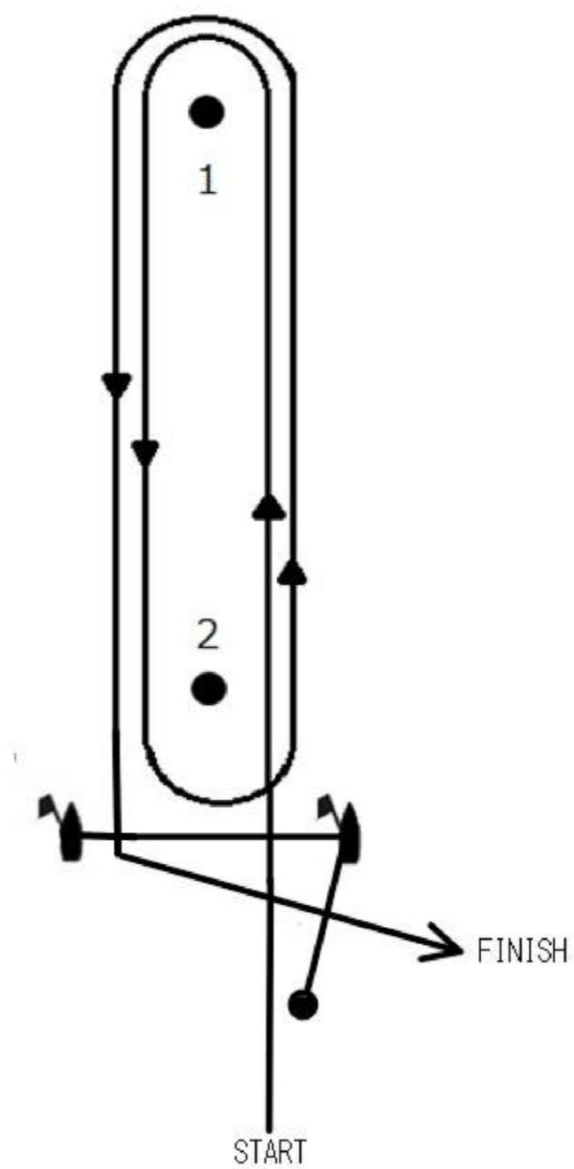


【添付図 A】 開催地（大会会場とレースエリア）



【添付図 B】 コース図

START-1-2-1-2-FINISH



## 付則 UF

### アンパイア制フリート・レース [国立七大学戦 2023]版

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制であることとする。UF1での規則変更は、規定 28.1.5(b)に基づき、提供された選択肢が使われているという条件のみで World Sailing が承認したものである。本付則はレース公示で言及し、かつすべての競技者に使用可能にした場合にのみ適用される。

#### UF1 定義、第 1 章と第 2 章の規則、および規則 70 の変更

**UF1.1** 定義「**プロパー・コース**」に以下を追加する。  
ペナルティーを履行している艇、またはペナルティーを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。

**UF1.2** 第 1 章に新たな規則 7 を追加する。

- 7 最後の確かな点**  
アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。

**UF1.3** 規則 14 を以下のとおり変更する。

#### **14 接触の回避**

- 14.1** 常識的に可能な場合には、艇は、
- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
  - (b) 艇間の接触を起こしてはならない。かつ
  - (c) 艇と回避すべき障害物との間の接触を起こしてはならない。
- ただし、航路権艇、または得る資格がある**ルーム**もしくは**マークルーム**内を帆走している艇は、相手艇が**避けていないか**、または**ルーム**もしくは**マークルーム**を与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

**UF1.4** 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

- (a) タックするための**ルーム**については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
- (b) 「ユール・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

**UF1.5** 規則 70 を削除する。

#### UF2 他の規則の変更

**UF2.1** 規則 28.2 を以下のとおり変更する。

- 28 レースの帆走**

- 28.2 艇は、次のマークを回航し終えていないか、またはフィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、コースの帆走の誤りを正すことができる。

### UF3 水上での抗議とペナルティー

UF3.1 本付則では、「ペナルティー」は、以下を意味する。

規則 44.2 に従って履行された『1 回転ペナルティー』

UF3.2 規則 44.1 の最初の文章を以下のとおり変更する。

レース中に、1 件のインシデントで1つかそれ以上の第2章の規則（損傷や傷害を引き起こした場合の規則 14 を除く）、規則 31 または規則 42 に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第2章の規則と規則 31 に違反した場合、規則 31 違反によるペナルティーを履行する必要はない。

#### UF3.3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) レース中に、艇は、第2章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または規則 42 に基づき、他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第2章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように赤色旗を掲揚しなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の適切な機会に、またはその前に、赤色旗を降下しなければならない。
- (b) 規則 UF3.3(a) に基づいて抗議する艇には、アンパイアが規則 UF3.5(d) に従って信号を発した場合を除き、審問を受ける資格はない。その代わりに、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのような他の艇にも、ペナルティーを課すことができる。

#### UF3.4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかの場合、
- (1) 規則 31 に違反し、ペナルティーを履行しない
  - (2) 規則 42 に違反した
  - (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利となった
  - (4) スポーツマンシップの違反を犯した
  - (5) 規則 UF3.6 に従わないか、もしくはアンパイアによりペナルティーの履行を求められた場合にそれを履行しない

- (6) 規則 UF2.1 (規則 28.2) に従わなかった場合、アンパイアは規則 UF3.5(c)に基づき、艇を失格としなければならない。

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティーを課することができる。そのアンパイアは、規則 UF3.5(b)に従って信号を発することにより、1つまたはそれ以上ペナルティーを課するか、または規則 UF3.5(c)に基づき艇を失格とするか、もしくはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則 UF3.4(a)(5)に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が規則 UF3.6 または規則 28、または規則 UF3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

### **UF3.5 アンパイアの信号**

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音 1 声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音 1 声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音 1 声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (d) 長音 1 声と共に掲揚する黄色旗は、「アンパイアは、判定を下すために必要な事実を有していない」ことを意味する。

### **UF3.6 ペナルティーが課された場合**

- (a) 規則 UF3.5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 規則 UF3.5(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

### **UF4 レース委員会の処置**

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響 1 声とともに B 旗を掲揚する。B 旗は少なくとも 2 分間掲揚され、その後音響 1 声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいて B

旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合は、音響1声とともにL旗を掲揚する。B旗は、変更が行われた後少なくとも2分間、掲揚を続ける。

## **UF5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き**

**UF5.1** アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

**UF5.2** 艇は、アンパイアが規則 UF3. 5(d)に従って信号を発したか、または UF5. 3に基づく場合にのみ審問を受ける権利がある。

**UF5.3** 以下のいずれかを行おうとする艇は、

- (a) 規則 UF3. 6 または規則 28、もしくは規則 UF3. 3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
- (b) 損傷または傷害の原因となる接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する
- (c) 救済要求をする

次の方法でレース委員会に伝えなければならない。

B旗の掲揚前または掲揚中に、レース委員会に対し声をかける。

**UF5.4** 規則 UF5. 3 に定義される締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則 UF5. 9、UF5. 10 および UF5. 11 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長することにもっともな理由がある場合、その締切時刻を延長しなければならない。

**UF5.5** レース委員会は、規則 UF5. 3 に基づき行われた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

**UF5.6** 規則 61. 1(a)の3番目の文章と規則 61. 1(a)(2)のすべてを削除する。

**UF5.7** 規則 64. 2 の初めの3つの文章を以下のとおり変更する。

プロテスト委員会は、抗議の審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティーを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。艇が**レース中**でない時に**規則**違反した場合には、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または別の調整を行うかを、決めなければならない。

**UF5.8** 審問

規則 69. 2 に基づく審問を除き、

- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に伝え、審問を計画することができ、それを口頭で伝えることができる。

- (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティーを課すか、もしくは公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティーを課さないということもある。
- (e) プロテスト委員会が規則UF5.7に基づき艇にペナルティーを課した場合、または標準ペナルティーが適用される場合には、他のすべての艇に、ペナルティーを課された艇の得点変更について通知される。

**UF5.9** レース委員会は、艇を抗議することはない。

**UF5.10** プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則UF3.6または規則 28、規則UF3.3(a)に挙げられた規則の違反、もしくは損傷または傷害がある場合を除く規則 14 の違反した艇を抗議することはない。

**UF5.11** テクニカル委員会は、艇または個人装備が、クラス規則、規則 50 または、存在するなら、その大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、規則 60.4 に基づき艇を抗議する。そのような場合には、テクニカル委員会は抗議しなければならない。

**UF5.12** 規則 66.2 を以下のとおり変更する。

本付則に基づく審問の**当事者**は、審問再開の要求をすることができない。